

令和4年第3回教育委員会臨時会議事録

令和4年5月6日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和4年5月6日（金）午後2時00分～午後2時42分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

庶務課長 村野 貴弘 生涯学習推進課長 本橋 宏己
学校ICT担当課長

区民生活部 高林 典生
スポーツ振興課長

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第45号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 令和4年度杉並区一般会計補正予算(第3号)
- 議案第47号 杉並区立社会教育センター外1施設の指定管理者の指定について
- 議案第48号 杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」の改正について

(報告事項)

- (1) 区立学校教育管理職の人事異動について(令和4年5月1日付け)

目次

議案

議案第45号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第46号	令和4年度杉並区一般会計補正予算(第3号)	7
議案第47号	杉並区立社会教育センター外1施設の指定管理者の指定について	9
議案第48号	杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」の改正について	10

報告事項

(1) 区立学校教育管理職の人事異動について	4
------------------------	---

教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年第3回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案4件、報告事項1件を予定しております。

なお、本日は、説明員として区民生活部スポーツ振興課長が出席しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第45号、46号、47号につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、また、議案第48号につきましては、「スポーツ基本法」第10条第2項の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。

従いまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議無し」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、そのようにいたします。

それではまず、報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「区立学校教育管理職の人事異動について(令和4年5月1日付け)」。教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 区立学校の管理職の人事異動が、令和4年5月1日付けで行われましたので、ご報告いたします。

今年度の杉並和泉学園小学部の学級数が29学級となりました。都の基準では29学級以上となった場合には、副校長を1名追加できることになっております。

このことから、江戸川区立南小岩第二小学校、野々村誠主幹教諭が昇任で、杉並区立新泉和泉小学校の副校長として着任いたしました。

これで杉並和泉学園小学部副学園長は3人体制となります。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。はい、お願いいたします。

伊井委員 例えば来年28クラスになった時とか、どのような対処になるのでしょうか。

教育人事企画課長 その場合はですね、また2名体制に戻すということになります。

庶務課長 他にご意見等ございますでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に、庶務課長、連絡事項がございましたらお願いいたします。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定についてですが、5月19日木曜日、午前10時から定例会を開催いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、改めまして、議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第45号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、私からご説明いたします。

この度、東京都において特殊勤務手当の見直しが行われ、非常災害時等の緊急業務にかかる教員特殊勤務手当の額が引き上げられたところでございます。

特別区におきましても、東京都や他団体との均衡を図るため、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当について同様に見直しを行うことといたしました。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当を改正する必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。議案を2枚おめくりいただき、「新旧対照表」をご覧ください。

教員特殊業務手当の額の上限を、従事した日1日につき「6,400円」か

ら「1万6,000円」に改めるものでございます。

議案を1枚お戻りください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するほか、改正後の規定は令和4年4月1日から適用することを定めるものでございます。また、附則第2項及び第3項におきましては、必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたでしょうか。

折井委員 とても基本的なことをお伺いして申し訳ないのですが、こちらの特殊勤務手当というのは、幼稚園の職員の通常の勤務の時間帯に何か災害が起きたからといってこの特殊手当に切り替わるということではなくて、通常の勤務時間より超えたところで、もしその勤務があるときに支払われるというふうに理解してよろしいですか。

庶務課長 本日の資料にはないんですが、規則の別表に定めがございまして、業務につきましては通常の正規の勤務時間に引き続き午後11時まで、あるいは午前2時から午前8時まで、または1日と同程度の勤務の場合などに対象になるという形でございます。

なので、通常の勤務の中で行うものではなくて、通常の勤務に引き続き行った場合などが対象になるという形でございます。

折井委員 おそらくその場合にはご本人も被災している可能性が高い中で、大変な職務に従事くださるということで、引き上げは本当にその方が良いというふうに思うんですが、かなり急に上がったというのは、これは東京都と揃えたということなんですけれども、どういう事情があったんでしょうか。お分かりになる範囲で教えてください。

庶務課長 東京都の特殊勤務手当については他の県と比べて元々がかなり低かったということで、他の自治体に合わせるのと同時に、国庫負担金の基準に合わせた形で今回引き上げさせていただいたという形でございます。

折井委員 そうなのですね、よくわかりました。ありがとうございます。

庶務課長 他にはご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案45号につきましては、原案の通り可決して異議ございませんか。

それでは異議がございませんので、議案第45号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きます、日程第2、議案46号「令和4年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」を上程いたします。

それでは私から説明いたします。

それでは議案第46号、「令和4年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」について、議案を2枚おめくりいただいて、補正予算概要の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、事務事業名の欄に記載の5事業について、補正額の欄に記載の金額を補正するものでございます。

まず、表の1番目の「情報教育の推進」についてご説明いたします。

学校休業などの際においても児童・生徒の学びを止めない学習環境を提供するため、クラウド版のAI型デジタル学習ドリルのライセンス購入、また学習用パソコンの整備等を進めておりますが、これらの経費は当初予算として計上しているため、歳出額に変更はございません。

今回、これらの経費に対する国の学校保健特別対策事業費補助金及び、公立学校情報機器整備費補助金が活用できることになったことから、特定財源の国・都支出金の欄に2,370万8千円を計上するものでございます。それにより、歳出一般財源は同額が減額となる財源更正となります。

次に、表の2番目の「小学校の運営管理」と4番目の「中学校の運営管理」について、ご説明いたします。

各小・中学校にそれぞれ約40万円、特別支援学校に約80万円を配分し、感染症対策等を徹底しながら児童・生徒への学習保障の取組を、校長判断で迅速かつ柔軟に対応することができるようにするため、「小学校の運営管理」に842万3千円、「中学校の運営管理」に446万8千円を補正予算として計上してございます。

なお、これに要する経費につきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、「小学校の運営管理」、「中学校の運営管理」の特定財源の国・都支出金の欄に、それぞれ、785万1千円、392万6千円を計上しているため、差し引き一般財源は、「小学校の運営管理」は57万2千円、「中学校の運営管理」は54万2千円となっております。

次に表の3番目の「小学校の健康管理」と、5番目の「中学校の健康

管理」について、ご説明いたします。

学校の教育活動を安全に継続するために、感染症対策に必要な手指消毒剤、ハンドソープなどの衛生消耗品を一括購入し、各学校へ配布する費用として、令和4年度の当初予算に計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況でございます。

このため、感染症対策をさらに徹底する観点から、手指消毒剤、衛生消耗品を追加で購入する経費として、「小学校の健康管理」に730万6千円、「中学校の健康管理」に216万2千円を補正予算として計上するものでございます。

この追加経費を含め、令和4年度に一括購入する手指消毒剤、衛生消耗品に要する経費については、国の「学校保健特別対策事業費補助金」を活用し、「小学校の健康管理」、「中学校の健康管理」の特定財源の国・都支出金の欄に、それぞれ計上しています。

なお、特定財源の金額と今回の補正額が同額となっておりますが、これは予算額に対して満額の補助金が充当されるものではなく、当初予算額及び今回の補正額の合計の2分の1にあたる金額が交付されるものでございます。

それでは続きまして、2ページをお開きください。教育費の総額を記載してございます。

今回の補正により、2,235万9千円を増額し、補正後の教育費の総額は182億5,500万7千円でございます。

なお、特定財源のうち、「国・都支出金」については、4,495万3千円を増額し、補正後の総額は5億4,593万9千円となっております。

これらにより、差し引き一般財源につきましては、2,259万4千円を減額し、補正後の総額は137億6,164万8千円でございます。

歳入歳出予算の補正については以上でございます。

議案を1枚おめくりいただき、3ページ目をご覧ください。債務負担行為の補正でございます。

「社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設の指定管理の導入」に関する債務負担行為でございます。

社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設につきましては、令和5年度からの5年間、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理・運営を行うこととしております。

このことに伴い、令和9年度までの間、管理運営経費として見込まれる額を債務負担行為の限度額として設定するものでございます。社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設につきましては、5億9,500万円を設定するものでございます。

以上で補正予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 小中学校の運営管理についてなんですけれども、学校長裁量となると、かなり柔軟に使えるような形になってくると思いますけれども、具体的にどんなものをここは予算執行するのか、だいたいわかりますでしょうか。

庶務課長 この予算につきましては、3年度も各学校に50万から100万円、2年度につきましても200万から330万円で配布させていただいていきますので、各学校、感染症対策に必要なものについては、かなりのものは用意はできております。ただ、修学旅行のバスを増便する経費にも使えますし、窓を開けて換気をするために網戸を取り付けたりとか、そういう経費にも使いますし、かなり幅広く使えますので、今回は金額は前に比べると少なくなってますけれど、学校の状況に応じて使えるような予算になっております。

他に意見等はよろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第46号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議無し」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第46号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第47号「杉並区立社会教育センター外1施設の指定管理者の指定について」を上程いたします。

生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、議案第47号「杉並区立社会教育センター外1施設の指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。

これまで杉並区立社会教育センター及び杉並区立高円寺地域区民セン

ターにつきましては、委託業者による建物管理を行って参りましたが、改修後は指定管理者による管理となります。

このため、本議案において同施設の指定管理者を指定するものでございます。指定管理者の名称は、東急コミュニティー・東急文化村・協和産業共同事業体でございます。主たる事務所の所在地は、世田谷区用賀四丁目10番1号でございます。

指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第47号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議無し」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第47号につきましては、議案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第4議案第48号「杉並区スポーツ推進計画『健康スポーツライフ杉並プラン』の改定について」を上程いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、スポーツに関する事務につきましては、教育委員会が管理及び執行することとされておりますが、学校における体育に関することを除いたスポーツに関することにつきましては、条例で定めるところにより、地方公共団体の長が当該事務を管理・執行することができることとされているところでございます。

これにより区では「杉並区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」に基づき、平成29年4月から、当該事務を区長が管理及び執行することとしたところでございます。

このことにより、今回議題となっております、区のスポーツ推進計画につきましては、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、区長部局において定めているものでございますが、同法第10条第2項により、

改定の際はあらかじめ教育委員会の意見を聴くことが定められているため、この度、令和3年度で終期を迎えた現行の計画の改定案について、区長から教育委員会に意見を求められたものでございます。

改定案の具体的な内容につきましては、スポーツ振興課長からご説明をいたします。

スポーツ振興課長 私からは議案第48号の「杉並区スポーツ振興計画改定について」の説明をいたします。

恐れ入りますが、議案第48号を1枚おめくりください。

まず、1の「計画改定案の概要」、(1)の「計画の位置づけ」と(2)の「計画の期間」でございますけれども、改定後の計画はスポーツ基本法に基づきます地方スポーツ振興計画として位置付けるとともに、計画の期間につきましては、新たな総合計画との整合性を図るため、令和4年度から令和12年度までの9年間といたします。

なお、今後につきましては、総合計画等の改定に合わせて、所要の見直しを図って参ります。

次に(3)の「計画の将来像」につきましては、改定前の計画と同様に、引き続き、記載の「健康スポーツライフ杉並 始める 続ける 広がる スポーツを通した絆のあるまち」の実現を目指してまいります。

次に(4)の「計画の体系」につきましては、囲みの中に記載いたしました、3つの取組方針を掲げまして、これまでの取組の成果と今後の課題、また区民のスポーツ・運動に関する行動と意識の調査等の分析結果、さらには計画を取り巻く状況や、現行「健康スポーツライフ杉並プラン」推進懇談会の意見等を踏まえまして、各取組を更に推進して参ります。

具体的な取組の内容につきましては、更に1枚めくっていただきますと、計画案がでございます。

まず初めに計画案の2ページをお開きください。

スポーツにつきましては、子どもの体づくりや障害者の健康づくりなどといった、6つの意義があることを踏まえまして、計画に基づく取組を推進しているところでございます。

具体的な内容につきましては、この17ページをお開きください。

第3章「計画の体系と取組内容等」につきましては、ご説明をさせていただきます。

計画の将来像の実現に向けた取組のうち、方針の2の「18歳以上の大人のスポーツ・運動の推進」につきましては、改定前の計画の、「無関心タイプ」、「実行間近タイプ」、「ときどきタイプ」、「継続タイプ」の4つの行動タイプを継承いたしまして、それぞれのタイプに属する区民に対して、広角的な取組を行って参ります。

取組項目と事業につきましては、18ページの方をご覧ください。

事業数は全部で36事業ございます。このうち、重点とした取組を12事業、また、新規は5事業ございます。

まず、取組方針の1の「子どもに対する取組」ですけれども、スポーツ体験や自然体験や社会体験などと同様に、子どもの成長にとって大切な要素であるということから、多くの子どもたちが元気に体を動かすことを日々の習慣としていただけるよう、様々な事業に取組、子どもの体づくりの充実を図って参ります。

次に、取組方針の2と3の取組につきましては、新たに障害者スポーツのネットワーク事業を設けるなど、障害の有る方が気軽に施設を訪れ、スポーツ・レクリエーションに親しめる機会と場の充実に取り組んでいくほか、地域の拠点となる施設の活用・拡充を図るなど、障害の有り無しに関わらず、区民のスポーツ・運動活動を推進して参ります。

詳しい内容につきましては、計画案の19ページから34ページまで記載させていただいておりますが、こちらについては説明を省略させていただきます。

それでは、冊子の方から戻っていただきまして、議案の1枚をめくっていただきました2ページ目をご覧ください。

最後になりますけれども、今後の進め方とスケジュールでございませうけれども、記載の3と4に記載してございませうとおり、進めていく考えでございませう。

議案の朗読につきましては、省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

久保田委員 ありがとうございます。人生100年時代を見据えて、なおかつ生涯スポーツという観点を踏まえた上で、今回の「健康スポーツライフ杉並プラン」が改定されているということがよくわかりまして、大

大変意義深いなというふうに思います。細かなところでは、大人の取組も4つのタイプに分けた運動の推進等も含めて、それぞれ工夫が見られて大変いいなと思ったところがございます。

この中で、取組方針1の中の「18歳未満の子どものスポーツ・運動・遊びの推進」について、重点として「学校運動部活動の支援」が取り上げられていました。これは杉並においても長年に渡って取り組んで来ているところではあります。今回のプランの中で、地域スポーツの振興ということを考えたときに、子どものスポーツは、その中の部活動だけに特化されるものではないと思いますので、地域スポーツ、その振興という観点を踏まえて、基本的な考え方みたいなのがわかりましたら、教えていただければと思います。

スポーツ振興課長 大変貴重なご意見ありがとうございます。私ども、スポーツ振興課といたしましては、今いただいたご意見のとおり、お子様の小学校と中学校における、スポーツ、運動の活性化といいますか、こちらを図っていくための方策の1つとして、地域におけるスポーツの振興をさらに推進していくということは非常に重要だというふうに考えてございます。

この取組を進める中で、地域の団体育成ですとか、あるいは担い手、人づくり、こういうものを育てていきながら、学校の部活動の新たな形として、そこに一緒に取り組んでいけるようなそういうことを目指していきたいとは思っています。

具体的な取組についてはまだ模索中でありまして、モデル事業なんかを実施しながら、きちんと精査、課題の洗い出しをして前に進めていきたいと、今はこういう考えでございます。

對馬委員 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合をどんどん上げていこうという、すごく大事なことだと思うんですけども、私が子育てをしていく中で、結構子どもが自由に遊べる場所がないんですよ。学校以外の場所で、公園とかでボール投げができなかったりとか。

今の子どもたちは忙しいと思いますけれども、それだけではなくて、やはり場というのも今はすこし少ないのかなっていう感じもしていますので、それは例えば、学校の校庭であったり体育館であったり、空いている時間がある程度自由に誰でも使えるようにしていくとかいうことも1つだとは思いますが、その辺の課題は1つあるのかな、と。

あと何のスポーツをしているわけではなくても、体を動かして遊ぶとか、そういうことが大事なのかなというふうにも思います。

もう1つですね、最近私、東京オリンピック・パラリンピックでボランティア活動に従事した方々のドキュメンタリーの、ノンフィクションの本を読みました。小中学生を対象としている本なんですけれど。障害のある方も自らボランティアをされていたりするような事例もたくさん載っていて、非常に興味深かったのですが、それを読んだ後で日常的にスポーツボランティア活動はどのくらいできるのかなってネットで見てみると、他の区では、例えばそういうボランティア人材バンクみたいな感じのものをやっていたりするところもあったんですが、杉並区で見つけることができなかつたんです。たぶん今は、青少年委員さんとか、そういうどこか団体にお願いして、ボランティア活動として参加してもらってることが多いかと思うんですけども、広く一般区民に、例えばそういうスポーツボランティアを募集して、大きな大会じゃなくてもそういうことをしてもらえるチャンスがあるんじゃないかとか。

あとは例えば、今コロナだからかもしれませんが、中学生の交流野球大会なんか保護者の方は来てくださっても、広く一般の方、野球を見たいとか中学生の野球を見てみたいなって方が来ているかという、あんまりそうじゃないような気がしてたりするもんですから、そういう一般の人たちが知らない大会ってたぶんいっぱいあると思うので、そういうのに参加する機会がもうちょっとあったらいいのかなって感じたりはしています。感想です。

スポーツ振興課長 こちらも大変貴重なご意見ありがとうございます。

最初のお子さんの運動する場所につきましては、この改定をする計画の中でもですね、機会とかの提供は、あらゆるタイプの方に向けて進めていこうということで、それこそ体育館においてもですね、例えば、今日は一般利用といいますか開放する日とか、そういうのは巧みにですね、人数を把握しながら展開をしていきたいというふうに思っているところです。

それからご意見にもありましたけれども、ニーズとしては、校庭で走るだけでいいんだと、石を見つけて遊ぶだけでもいいんだと、そういうような声も出ておりますので、運動場なんかですね、そういういった考え方で活用できればというようなことで今受け止めさせていただきま

した。

それから、ボランティアにつきましては、障害者の健康づくりとノーマライゼーションのまちづくりというのを前計画から引き継いでいるところなんですけれども、この検討を進める上でも、やはり人手というのは非常に必要でして、今ご意見にあるようにボランティアも何人いても事足りないっていうか、いくらでも必要ですね。

例えば、体育施設に今日は障害者の方が自由に利用できるという時間帯を作っても、その方がそこに行くまでに、最寄りの駅までいけるんですけど体育館に連れて行ってください、そういうボランティアも必要でして。今障害者スポーツのネットワーク会議というのも立ち上げて、そういうボランティアを育成していく方法についても、徐々に具体化していきたいなというふうに考えているところでございます。そういう会議もなるべくオープン化して、大きな大会があっても、小さな大会があっても、試しに参加してもらえて、まずは機会を得るというふうなことから進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

伊井委員 平成25年にこのスポーツ推進計画が作られたときに私委員で、早稲田の先生とこれに関わらせていただいていたので、これを拝見してすごく成長してきていると、施策そのものがですね、成長してきているなととても嬉しく拝見しました。

いろんなことが詳しく細かく出ているんですが、この施策に対してのアンケートを取って、そしてまた分析されて、そして次に繋げているっていう、その進め方がやっぱり課題を見つけてそこを検討しながら次に繋げていくっていうことで、大変素晴らしいなというふうに感じました。

特に私たちが教育委員会ということでお話をさせていただくのは子どものところになると思うんですけど、そもそも子どもたちが日常的に体を動かすということに関して、見ている感じからすると、さっき對馬委員がおっしゃったように場所がまずないっていうこと。学校には毎日行っているんで、学校の中で20分休みとかお昼休みとか、それぞれ子どもが好んで体を動かしているのをよく見ますし、長縄大会とか、そういうところにもよく参加している子がいるんですが、長いスパンで考えたときに、本当に体を動かすことをいとわない、面倒くさく思わないようになってほしいですね。運動との関わりって、サッカー習ったり野球習った

りすることありますけど、他にもダンスであったり、今回のオリンピックではスノボとか、夏のオリンピックでもいろいろな競技に興味を持ってもらえたので、その辺りから何か子どもたちが目にしていること、耳にしていることから、何か広がっていくといいのかなっていうふうに思います。

やっぱり子どもは子どもだけっていうよりも、子どもとの関わりって結局保護者の方を巻き込んでいくっていうところも大事だと思いますし、ここが全部繋がっているなど私は感じるんですね。

今回、この「区内の体育施設一覧」を見ますと、いろいろな施設があって、例えば指定管理で運営されている場合、その指定管理者がいろいろとノウハウをお持ちなのでいいと思うんですが、この辺りを区の施策に繋げていくところは、是非お願いしたいなというふうに思うんですね。私は個人的には、大宮前体育館の前をよく通るんですけど、本当によくいろんな方が使ってらっしゃいますし、子どもたちもプールに入りに行ったりとかしています。夏休みなんかもいい集まる場になっていて、外に広場があるんですけど、そこでは集まってゲームをやっていますね。公園に集まってゲームをやるのも、私は集うっていうあたりはいいのかなと思います。また、そこは網が張ってあって、野球とかサッカーの練習ができる場所がある公園なんですけれど、そこへすごく朝早くから来て練習しているんですよ。だから、子どもたちはそういう環境があったりとか、そういう仲間がいれば、黙っていても繋がっていくのかなと思いますし、そこにまた保護者の方を巻き込んでいけるのかなと思います。

アンケートを取っている中に、仕事があるからとか、子育てでできないとかっていうところがあったんですけど、子育てやっている間も、ちょっと子どもを預かってくれるような感じのシステムがあったら、ママたちもちょっとヨガでいい時間を過ごしたり、ダンスでいい時間を過ごしたりできるのかなって思うんですね。

その辺りって、体育館を使っている団体さんっているじゃないですか。その中に、かつて子育てしたベテランのママたちっていっぱいいると思うので、そんなところも、もしかしたら声かけたりとか、募集したりしたら、力を貸してくれる人たちもいるんじゃないかなと思います。その辺り、前向きに進めていただけたらいいかなと思います。

それからもう1つ最後に、今って学校を運動の場として活用していこうっていう動きがありますが、それだけじゃなくて、今、サウナがブームで、生徒が集まる良い場所にもなっているんですよ。そういうものでふるさとの活性化に繋げているような自治体もあるし、健康づくりという視点で考えたときに、銭湯もいい健康づくりの場になるのではないかなって、ちょっと個人的に思いました。

今後ともよろしく願います。

スポーツ振興課長 本当にありがとうございます。

初期段階に携わっていただいているということで、本当に貴重なたくさんのご意見もいただいて、そういう皆様の意見が今の計画にも継承されているというふうに思って今お聞きしておりました。

お子様が体力を作っていく上では、あまりスポーツという形にこだわりすぎるのではなくて、強制的に与えるものというよりも、本当に自主的に体を動かすというような、そういう風土っていうか、そういう習慣を身に付けることは必要だっていうことは私たちも共感しているところでございますので、銭湯というような新たな場所もご提案ありましたので、参考にさせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

教育長 10月の体育の日がスポーツの日になり、国民体育大会が国スポになり、このスポーツという言葉が、学校では体育って言いますけれど、体育という言葉に代わってかなり一般的に浸透してきています。本区はスポーツっていう名前でもこの計画を作ってきていますが、この中では、競技スポーツに限らず、散歩や軽い体操、階段の上り下りまでを広く含めてスポーツと捉える、それはすごくいいなと思っています。こういった計画を進めていただくのは、スポーツ意識の醸成であったり、体力の維持向上であったり、すごく価値あるものになると思います。

1つ言葉の使い方で気になったのが、取組方針2の1番最初に「無関心タイプ」ってあるんですよね。これは議論になったのかどうかはわからないんですが、無関心の「無」って否定的な言葉なので、受け取り方はどうかなって思いますね。

本文の方を見ると無関心とは書いていなくて、22ページには「スポーツに関心が低い人」とあるんですよね。低いということはゼロではない。

だから無関心と言われると、「いや、俺は無関心ではないんだけど…」っていう否定的に取られ兼ねないなと思ったので、何か言葉の使い方が上手くいけばいいかなっていう感想です。

スポーツ振興課長 貴重なご意見ありがとうございます。確かに言われてみると厳しい表現だと思いますので、今後発信するときに気を付けていきたいと思います。

庶務課長 他にはご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第48号につきましては、原案のとおり可決して、異議ございませんか。

それでは異議はございませんので、議案第48号につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、以上で、本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。